

「国家知識産権局行政復議規程(意見募集稿)」改正説明

一、改正の背景及び必要性

党中央、国務院は行政復議の仕事を非常に重視し、一連の重要な政策決定と手配を行った。新たに改正された行政復議法は、2023年9月1日に第14期全人代常務委員会第5回会議で採決され、2024年1月1日から施行された。今回改正された行政復議法は、管轄権限、受理範囲、復議手続きと審理方法などの面で大きな調整があった。新たに改正された行政復議法の全面的かつ効果的な実施のために、関連業務の要求に基づき、「国家知識産権局行政復議規程」(国家知識産権局令第66号)(以下「規程」と略称する)を改正する必要がある。

現行の「規程」は2012年9月1日に施行され、当該規程は、国家知識産権局の行政復議を規範化し、国民、法人、その他の組織の合法的権益を保護し、国家知識産権局の法に基づく行政を推進する上で重要な役割を果たしている。しかし、「規程」の制定時期が比較的早く、かつ改正されてこなかったため、現在の知的財産権行政復議の一部の内容の需要を満たすことができなくなり、主に国家知識産権局機構改革後の新しい復議機能と整合性がとれず、一部の新しい知的財産権制度の復議救済規則が明確にされておらず、新たに改正された行政復議法に適應するなど改正する必要がある。この問題を解決するために、条法司は主導的に作業グループを設立し、「国家知識産権局行政復議規程(意見募集稿)」を改正制定した。

二、改正での考え方

今回の改正の主な考え方は次の通り：

第一に、機構改革の要求を貫徹、実行し、行政復議事件の受理範囲を改善し、機構改革機能の調整と連携する；

第二に、行政復議法の最新の改正内容に基づき、「規程」の受理、審理、決定などの部分を適切に改正する；

第三に、知的財産権法規規則の改正に合わせ、新しい制度の実施過程において当局の行政行為が復議請求対象どうかを「規程」で明確にする；

第四に、国家知識産権局の行政復議業務の特徴と実務上の需要を結びつけて関連内容を追加する。

三、主な改正内容

「規程」は全5章45条からなり、主な改正内容は以下の通り：

(1)復議業務の原則、職責と保障の明確化。「国家知識産権局の行政復議業務は中国共産党の指導を堅持する」及び「合法、公正、公開、高効率、便民、為民の原則に従い、間違いがあれば必ず是正し、法律、法規の正しい実施を保障しなければならない」(第3条)と復議の職責履行が明確に規定されており、国家知識産権局は復議業務の保障を強化しなければならない(第6条)と規定している。

(2)行政復議受理案件の種別と前置範囲の完備。機構改革後の国家知識産権局の行政復議機能の変化に適応するため、知的財産権活動の特徴に基づき、行政復議の受理範囲に属する行為と属さない行為を列挙し、申立人に明確なガイダンスを示し(第 7、8 条)、行政復議前置の範囲を明確化している(第 12 条)。

(3)行政復議の受理及び審理手続きの最適化。行政復議申立資料要件を明確化し、申立人が特定のインターネットルートを通じ復議申立できるように規定している(第 15 条)、国家知識産権局が行政復議申立受理後に異なる処理を行う状況を改善し、申立資料の補正に関する要件を細分化している(第 18 条)、略式手続きと一般手続きの適用情况及び審理手続きの要件を明確化している(第 20～22 条)、行政復議の中止と終了の状況を明確にしている(第 25、26 条)。

(4)行政復議による行政紛争の解決、法による行政監督の役割の強化。「国家知識産権局が行政復議事件を処理する場合、法に基づき調停を行うことができる」と調停遵守の原則を規定(第 5 条)し、行政復議調停書の作成、内容及び効果を明確にしている(第 36 条)。行政復議法の関連改正に基づき、取消、違法確認、無効確認、変更などの決定の適用種別を細分化、整備し、行政行為に対する監督を強化している(第 30～33 条)。

出所: 国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/2/7/art_75_190214.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェットロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保証するものではないことを予めご了承下さい。